

Title	日立鉱山煙害事件
Author(s)	菅井, 益郎
Citation	一橋論叢, 74(3): 321-340
Issue Date	1975-09-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	<a href="http://doi.org/10.15057/1765">http://doi.org/10.15057/1765</a>
Right	

## 日立鉱山煙害事件

はじめに

日本資本主義の確立期に於いて銅生産は非常に重要な役割を果たした。それは銅輸出額の総輸出額中に占める比率が、明治期全体を通じてほぼ数パーセントを維持していたことにも端的に示されている。またこのことと財閥の大部分が、その成立の基礎として銅生産事業を営んでいたことを考え合わせるときわめて興味深い。そしてこの銅生産と密接不可分な関係にあったのが鉱毒事件であった。したがって全国各地に発生した鉱毒問題は、日本資本主義発展史上、どうしても避けられない負の重要な一側面であったと云えよう。<sup>(1)</sup> 本稿ではそれらの一例として日立鉱山の場合を検討するが、日立鉱山煙害事件は

菅井益郎

日本の四大銅山（足尾、別子、小坂、日立）の中でも特に異なった様相を呈している。また時期的にみるとそれは、日露戦争と第一次大戦の間に発生しており、四大銅山の鉱毒事件としては最も遅い時期に属するものである。日露——第一次大戦間は、日本の鉱毒事件史上では明治三〇年代前半に次ぐ重要な時期であった。明治三〇年代前半の中心は云うまでもなく足尾銅山鉱毒事件であったが、日露——第一次大戦間においては、むしろ別子、小坂の煙害事件の方が社会的には大きな問題となった。とは云え、この時期にあっても足尾銅山鉱毒事件は、谷中村問題、渡良瀬川改修問題として議会で絶えず論議されてきた。このような明治四〇年前後の鉱毒事件の社会問題化に対して、政府は明治三〇年、三五年、に次いで

四二年には第三次の鉍毒予防調査会を設置して特に煙害問題の解決を目差したが、殆ど成果を上げ得ないで解散してしまつた。

煙害の発生が「金屬鉍山の宿命的課題」であるために、他の銅山ではそれは大きな社会問題として重視された。然るに日立に於いては、比較的平穩に事態が進んだといつてよい。そこには如何なる事情が介在していたのであろうか。<sup>(3)</sup>

#### 一 日立鉍山煙害事件の前史

日立鉍山煙害事件は、四大銅山の中で最も遅れて発生したのであるが、それは日立鉍山では近代的な生産方法に基づく大規模操業の実現が、附近住民の反対にあって遅れたからである。日立鉍山の近代化が開始されたのは、明治三八年一二月に久原房之助が経営に着手してからである。それ迄日立鉍山は赤沢銅山と称され、わずかに稼業されていたにすぎなかつた。

赤沢銅山の歴史は古く、天正一九年(一五九一)に常陸領主佐竹義重が開削に着手したことに端を発するが、その後徳川時代を通じて何人かの手により稼業されなが

らも、遂に発展を見ることができなかった。この間の事情を『日立鉍山史』は、水戸藩鉍政の不振と技術の不足、鉍毒水による田畑の汚染問題の発生として説明している。

この中で最も致命的であつたのは悪水問題であつた。幕藩時代中期、永田茂右衛門、勘右衛門父子は赤沢銅山の開発に懸命の努力を払つたが、「鉍水」とたび、入四間、宮田部落に浸潤するや、地方民の憤激と非難に會つて空しく挫折するに至つた<sup>(4)</sup>のである。その後も幕末に至る迄、紀伊国屋文左衛門等も開発に着手するがいずれも悪水問題のために断念している。

幕末に至り、常陸国多賀郡の大塚源吾衛門提出の銅鉍試掘願に対して、地元より「然れども該地は当河流の水源にして五十町歩余の水田に灌漑する用水にて往古より鉍毒被害の理由を以て該請願の取消」が申請された。これに対し水戸藩東郡役所は地元民に「被害ある場合は当業者に損害の賠償に、応ずるは言を俟たざる旨」(傍点筆者)説得し、また大塚源吾衛門も「この大業成敗の鍵」として鉍毒問題の解決に最も努力を注ぎ、赤沢銅山は漸く本格的に稼業され始めた。ところが運悪くも元治二年(一八六四)に起きた武田耕雲齋らの水戸天狗党の

表 1 赤沢鉱業産銅

明 35	39 <sup>t</sup>
36	79
37	133
38	251

出典 『明治工業史』 鉱業  
篇 149 頁

地元民の鉱毒問題に対する反応の鋭さと、官庁側の鉱毒問題軽視の態度が実に対蹠的である。地元側は四月、鉱山監督官の復命に全面的に反論する答申書を茨城県知事に提出した。時あた

乱の巻添えを食い主要施設を焼失してしまつたのであつた。

以後明治二〇年代の後半になるまで、赤沢の鉱業権は何人かの手を経ながらも殆ど稼業されなかつた。明治二七年頃、熊本県人の高橋元長、城野琢磨が採掘を開始した。丁度、日清戦争期に當つて事業は順調に進み、このため両人は二九年に増区出願を提出し操業の拡大を企図した。しかしながら、この増区出願は地元民の間に根強く続く鉱毒反対の声を再び喚起したのである。明治二九年一二月、日立村長は多賀郡長に対し「銅鉱業事項取調書」を提出し、宮田川流域の鉱毒水被害を訴え、それが増区によつて更に拡大する旨答申した。これに対し鉱山監督官は翌三〇年三月、地元民の訴えを悉く否定し、「公益上害なし」と復命したのであつた。これを見ると

かも足尾銅山鉱毒事件にあっては、数千の被害民が押し出し、首都の世論は鉱毒問題一色に塗りつぶされ、政府も急遽第一次鉱毒調査会を設置した直後であつた。このような背景の下で高橋等は明治三十一年に沈澱池、瀘過池等の設置を含む一四ヶ条の予防計画を作成、再出願した。翌年、日立村長は、井戸の新設と被害ある場合の損害賠償を契約し漸く承諾を与えたのである。だが、高橋等は予防工事の資金を欠き結局三三年、鉱業権を松村某に譲渡した。しかし松村も翌年には横浜在住のドイツ人、リヒャルト・ボイエスの創立した赤沢鉱業合資会社に譲渡してしまつた。

赤沢鉱業はスウェーデン人、シー・オールセンの技術指導により近代化に努力したものの、またもや地元民の反対と資金の欠乏によつて挫折したのであつた。この反対運動は、地元の水源涵養地として幕藩時代から伐採禁止が定められていた赤沢鉱区一帯の官有林が、製錬用燃料として鉱業側に売却されたことから起つたものである。宮田地区の住民は、立木伐採の中止と、かつて高橋等の出した鉱毒予防工事の完成とを強硬に申し入れ、関係官庁もこの地元側の要求をすべて認め、新たに鉱業側に対

して鉍毒除去命令を下し、附近の三カ所も保安林に編入した。ここで、赤沢鉍業の実際の経営に当たっていた大橋真之等は、除害施設建設資金等に困り果て、遂に明治三八年一二月、久原房之助に三〇万円で譲渡したのである。

二 日立鉍山の発展と煙害反対運動

久原の手に渡って日立鉍山となつてから、銅生産は急激に増大していくのであるが、それを支えたものは、坑内外施設の近代化と電化であった。その主要なものについて『日立鉍山史』と『久原房之助』によつて年表式に簡単にみておこう。

明 39・第一堅坑の開削に着手、

明 40・第二号八呎熔鉍炉吹入れ

・探鉍にシユラム式ダイヤモンド試錐機を使用  
(金屬山における最初)

明 41・十一月大雄院製錬所完成、第一号炉吹入れ(以後大正元年一〇月に至る四年間に第一〇号炉まで設置)

・助川——大雄院間電気鉄道運転開始  
明 42・コンバーター(転炉)の使用

・本山——大雄院間第一鉄索完成

・大雄院事務所他各種附属施設の建設

明 43・電気修繕場が芝内製作として移転新築される。

明 44・電錬工場操業開始

・硫酸工場完成

大 2・赤沢高鈴坑——選鉍場間に電車開通

・第二鉄索完成

・二硫化炭素工場完成

これらの坑内外施設の近代化を保障したのは大規模な自家発電にあった。発電所の建設等は、工作課長で後に日立製作所を創立(大正九年)する小平浪平の卓見と尽力とに大きく依存していた。明治四〇年中里第一発電所の完工に次ぎ、同第二(四一年)、町屋(四二年)、石岡第一(四三年)の各発電所が完成され、大正九年迄に火力一カ所、水力二カ所が増設された。

以上見たような日立鉍山の近代化、電化の有様は「誠に目覚ましい建設への強行軍」であり、この結果産銅が飛躍的に増大した(表 2 参照)。明治四一年以降の生産の伸びが特に著しいが、それはこの年に富鉍が発見されたこと、大雄院製錬所が操業を開始したことによる。尚新

表2 日立鉱山産銅高及対全国比

	日立産銅 (A) t	明 44=100 とした指数	全国産銅 (B) t	$\frac{A}{B} \times 100$ (%)
明39	260	4.6	37,432	0.7
40	787	13.9	38,714	2.0
41	1,872	33.0	40,653	4.6
42	3,901	68.8	45,841	8.5
43	4,814	84.8	49,324	9.8
44	5,674	100.0	53,402	10.6
大 1	7,834	138.1	62,422	12.6
2	9,805	172.8	66,501	14.7
3	10,304	181.6	70,463	14.6
4	12,038	212.2	75,416	16.0
5	13,821	243.6	100,636	13.7
6	13,539	238.6	108,038	12.5
7	13,050	230.0	90,341	14.4
8	12,347	217.6	78,443	15.7
9	9,187	161.9	67,792	13.6
10	6,511	114.8	54,958	11.8

出典 『日立鉱山史』426頁、『日本経済統計総観』1221頁より作成。  
尚日立産銅中には買鉱分も含む。

製錬所建設の理念は中央買鉱製錬所であり、従って表中の産銅高には買鉱が含まれている。買鉱製錬は、鉱業所自体の営業成績が自山の鉱脈の盛衰に直接左右されずに、安定した経営を維持しようという利点を持っている。明治四五年には、買鉱の比率は約半分に達した(表3参照)。

さて久原の成功は彼自身の独特の経営観と藤田組小坂

立では明治四〇年の足尾、幌内、別子の暴動事件に先立ち、三九年五月に坑夫の同盟罷業が行なわれた。久原はこれに対して経営家族主義を打ち出し、労働者を「日本の社会構成の基本的要素である『家』のいわば延長的擬制体である『一山一家』の中にたくましく組みこみ、「生産と生活との管理方式を同時的並行的に採用」してこの困難を解決した。第三の技術者の不足は、一般的に、急激に膨張する企業にとっては、止むを得ないことであった。開山後間もなく、久原は方針の違ひから所長以下多数の技術者を失ってしまうが、幸いにも「小坂勢」と称される小坂時代に苦業を共にした有能な技術陣が、多数日立に来たことよってこの難関をも突破し得たのである。この中には小平

表 3 自山出・買鉱出版売高対比表 (全製品)

	自 山 出		買 鉱 出		合 計	
	円	%	円	%	円	%
明42	405,875	(77.48)	117,998	(32.52)	523,873	(100.00)
43	2,684,746	(75.69)	862,481	(24.31)	3,547,227	(100.00)
44	2,277,656	(62.17)	1,388,302	(37.87)	3,665,958	(100.00)
大 1	3,793,635	(55.32)	3,064,181	(44.68)	6,857,816	(100.00)

出典 『日立鉱山史』120 頁尚明 42 年は 8 月—12 月の分、尚買鉱の割合は、金、銀約 8 割、銅は約 3—4 割。

一段と整えていったのである。<sup>(12)</sup>  
 このような日立鉱山の急速な発展が、一方で附近一帯

工作課長、青山製錬課長、煙害事件の際、鉱山側の実質的代表者となる角庶務課長等のすぐれた人材が多数含まれていた。  
 久原房之助は日立鉱山の発展を基礎に各地の中小鉱山を買山すると共に、殆ど毎年のように職制改正を行なって内部組織を充実させる一方、大正元年(一九一〇)一〇月には資本金一、〇〇〇万円、株主一一四名で久原鉱業株式会社を創立し、その後大正五年には資本金を三、〇〇〇万円、その翌年には七、五〇〇万円を増資し、その企業形態を

に鉱毒被害を発生させたことは云うまでもない。鉱山側は操業開始と同時に先ず積年の悪水問題を解決する必要があった。地元紙『いはらき』は「煙なり水なりのため、田畑山林に害を及ぼせしときは、何時たりとも相当の賠償をなすの定めあつて、宮田川の流域四十町歩の鉱毒被害地に対しては、昨年(明治四〇年)約二万円の補償金を支出せしほか、四十五町歩に対しては相当の税金をなして永久の解決を告げ、二十五町歩の水田に対しては三千五百円を投じて延長千何百間かの灌漑水路をつくり、もって根本的解決をなしたり<sup>(13)</sup>」と報道している。こうして損害賠償金を支払うことにより悪水問題は一応の終止符が打たれたが、それに代って煙害問題が発生した。煙害は久原経営以前では銅生産量も少なかったため、本山製錬所附近にしか発生しなかったが、製錬量の増大に伴って多賀郡日立村、久慈郡中里村一帯へと拡大した。特に鉱山の西側へ直線距離で僅か二、三キロメートルしか離れていない中里村入四間地区では、明治三十九年に早くも煙害が発生し、その後、鉱山の発展に比例して被害は拡大していったのである。

入四間では、明治四〇年五月九日、宿、下、笹目の三

(59) 日立鉱山煙害事件

表4 入四間宿鉱煙来襲記録

年 月	明44	大1	大2	大3
1		2 (1)	1	2
2		2 (2)	3 (2)	4 (3)
3		3 (2)	3 (1)	9 (4)
4		4 (1)	3 (2)	8 (4)
5	10 (6)	12 (7)	7 (2)	10 (8)
6	14 (8)	17(11)	13 (8)	9 (9)
7	8 (5)	15(10)	6 (1)	4 (4)
8	12 (5)	11 (7)	8 (3)	6 (6)
9	7 (5)	10 (4)	13(11)	
10	5 (1)	10 (3)	12 (7)	
11	2 (2)	6 (5)	5 (5)	
12	4 (2)	5 (1)	1 (1)	
計		97(54)	75(43)	

注 関右馬允氏観察、( )内はガスの濃厚な回数、又は濃度5以上の回数『煙害調査記録』(1),(2),(3)より作成

部落が共同して鉱山側に対して第一回目の被害賠償交渉を行ない、最初の補償金支払は四〇年八月七日になされた。被害作物は最も煙害に弱いそば(夏作)で被害反別三反六畝一五歩、被害歩合七割五分、一反歩収穫標準一石として、被害石数二石七斗四升四合に対して合計一八円三錢三厘という金額であった。この協定には、鉱山側から庶務課長の角弥太郎外一名、被害民側からは中里村大字入四間煙害調査委員が当たった。第二回目は秋そばに對して、同年一月二十五日に七〇円一二錢五厘が支払われ

た。この頃から同様の補償金が各被害地にも支払われていった模様である。<sup>(15)</sup>

ここで激害地の入四間地区を離れて、煙害事件全体の展開に注目することにしよう。新製錬所が建設されて以降の煙害状況は「鬱蒼たる森林地帯も、一度製錬所の噴煙を浴びるや、巨木、陸続として枯損し、一望荒涼たる禿山に一変<sup>(16)</sup>」する程であった。そのため明治四三年には中里村を始め、多賀郡黒前、豊浦、日立、日高、高鈴、鮎川の一町六カ村の麦、そば、煙草、蔬菜、果樹、桑等の農産物が被害を受け、山林は更にこの外に二カ村が被害を受けた。翌四四年には被害区域は一層拡大し、農産物は二町一〇カ村、山林は三町一八カ村に及んだ。大正元年の被害区域は、四町二四カ村、その翌々年の三年には四町三〇カ村と拡大する一方であった。表4は最も煙害が激化した当時の入四間地区への鉱煙来襲記録である。夏は海から吹く南東の風が卓越しているため特に被害が大きかった。

このような被害の拡大と激化に伴って、明治四三年頃から農民たちの煙害反対の声は次第に強くなり、翌四四年二月の第二七回帝國議会には多賀郡松原町士族農石平



三郎外一六名の「煙毒除害工事設備の請願」が提出された。<sup>(17)</sup>そして五月には、豊浦、櫛形、黒前、日高、高鈴、鮎川、坂上、河原子、国分、日立の一〇カ町村長と郡會議員地主等が協議し、同月下旬に桜山寿一豊浦町長等四人が別子銅山の煙害の被害状況と損害補償方法を視察した。七月六日、助川で別子銅山視察報告会が開かれ「別子銅山は日立鉱山に比し煙害稀薄にして……政府は勿論警察署も頗る被害民に同情して其煙害補償の解決に遺憾なからしむるを期しつゝあること本県と大に類を異にし……」<sup>(18)</sup>という趣旨の報告がなされた。この報告ではとりわけ別子を高く評価することにより、日立での煙害反対運動を強めようとする意図が推察されるが、別子銅山における煙害対策、損害賠償契約は、桜山らの視察した前年の一〇月に漸く話し合いがついたものであった。それは農民の実力闘争をも含む数年間に亘る煙害反対運動を背景にして、大浦兼武農商務相、伊沢愛媛県知事の調停斡旋により実現したものであった。<sup>(19)</sup>この別子の例を教訓にしてか、多賀郡の被害民たちも、以後、茨城県庁に陳情したり、多賀郡役所に押しかけ郡長を追求したりしている。七月下旬、多賀郡南部一〇カ町村長等は坂知事に対

し請願書を提出し、「日立鉱山煙害問題は実に郡の盛衰至大の關係を有」するにもかかわらず、「煙害賠償額に對し候ては同鉱山側被害民側との調査総べて一致せず為に両者間の紛争常に已まず<sup>(20)</sup>」と訴え、何故県当局が別子銅山の場合のように調査研究に努力しないのか、と県費による煙害調査機關の設置を要求した。

被害民の鉱毒反対の世論は補償支払の遅延、低額さ故に明治四四年中大きく盛上がり、社会問題化の様相を呈した。同年一月三〇日、通常県会は坂知事に対して「日立鉱山煙害ニ関スル意見書」を決議し、煙害調査と救済の方法を立てるよう上申した。提案者の穂積竹次郎は、「郡内唯一ノ財源トシテ最モ今日發展ヲ期シツゝアル彼ノ造林事業が比煙毒ノ為メニ著シキ被害ヲ受ケ今ヤ枯死セントスルノ状態ヲ呈シツゝアル<sup>(21)</sup>」と県当局に早急に処置するよう訴えた。だが県議会が正式に煙害問題を取り上げたのは、この『意見書』が最初で且つ最後であった。

ここで、その後の県議会での鉱毒問題論議を見ながら県当局の煙害事件対策を見ておこう。翌大正元年一月一六日に先の穂積議員が、勸業施策に関連する問題とし

て、県当局に被害調査とその対策研究の進み具合を質問したが、県当局は「唯今、調査中デゴザイマス、又何ンニセヨ日ガ短カクシテ具体的ノコトヲ申スコトノ出来マセヌノハ当局ノ遺憾トスル処デアリマス<sup>(22)</sup>」と全く要領を得ない答弁しかならず、続いて多少の質疑はあったが結局この時は審議未了のまま終ったのである。次いで大正五年一月一日の県会で、やはり穂積議員が勸業費に關連して質問した。「本件（日立鉾山の煙害）ニ付キマシテハ明治四十四年ノ通常県会ニ満場一致ヲ以テ建議案ヲ提出<sup>(23)</sup>したにも拘らず、県当局が数年間放置しているのは「誠ニ遺憾ニ存スル」と県当局の無策を批判したのである。これに対して県当局は、煙害には常に注意を払っている、調査は継続中なり、と答えるのだが、本音は「或ル箇所ニ被害アリマス、直チニ鉾山カラ之ニ対シテ善後策ヲ講スルコト、ナツテ居リ<sup>(24)</sup>」と、すべて鉾山側の対応に任せ、県独自には何もして来なかったことを暴露している。このことは翌大正六年一月の県会で、小田部議員の質問に対する県当局の答弁によって一層明白となる。即ち「結局県トシテモ其被害ヲ認（メ）ヌデハアリマセヌガ現在ノ処県ノ力デ調査ヲ致シマシタ処ガ充

分ノ効果ヲ収ムルコトハ六カ敷ノデ現在ノ状況デ以テ暫ク其進ムニ任スル外仕方ガナイ<sup>(25)</sup>」というのである。県当局の煙害事件に対する対応は非常に冷淡であり、実際にも被害民と鉾山側との間には殆ど介入しなかった。県当局が鉾山側の利益を守るために故意に介入を避けたのか、当事者間の協定がうまく運ばれたために県が介入するまでもなかったのか、これを立証する史料はない。

次に煙害反対運動の構造について概観しておこう。ここで特徴的なのは、激害地である入四間地区と、それ以外の地域の運動が別個に展開され、ある時期には両者が対立するか、もしくはそれに近い状況も存在していたということである。その原因の一つは入四間地区の指導者の方針が、鉾山側に誠意があれば事を荒立てないという「共存共栄」主義にあったことによる。この点鉾山側も入四間地区に対しては、格別の注意を払い、後述するようになきめ細かな対応をなした。また久慈郡長羽田某も入四間委員の説得に最も力を入れていた<sup>(26)</sup>。だからこそ逆に他地域からは、「激害地が冷静に鳴りを潜めていたので世論の反響を高揚する事が出来ぬ<sup>(27)</sup>」として再三再四オブルグが派遣されたのである。だが入四間地区は、他地域

表 5 水府煙草生産同業組合に支払われた補償金額

大 1	46,091円60銭
2	31,276. 67
3	21,334. 43
4	3,880. 29
合 計	102,582円99銭

出典 『茨城県たばこ史』192 頁

からの呼びかけを全く拒否して独自の煙害交渉を展開した。その入四間でも明治四五年の七月一日と八月一日の大被害には「藩旗の一步手前まで窮迫した<sup>(28)</sup>」という。更に入四間地区が他

地域とは比べものにならない程の大被害を受けていたことも原因であった。つまり、入四間の特殊的利害は他地域との共同闘争によって貫き得るといふ程度のものではなかつたため、別個の運動として展開される必要があつたものと思われる。

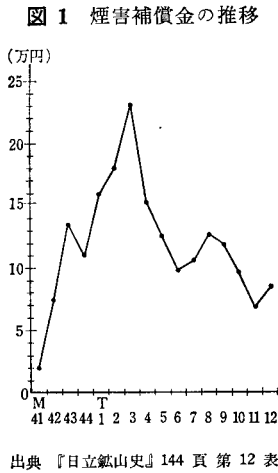
入四間以外の運動については先に若干述べたが、大正年間の運動で見落すことのできないのは、水府煙草生産同業組合の活動と多賀郡会、同農会、各町村長で構成する煙害調査会の運動である。前者についてみると、同組合は明治四三年に設立され煙草耕作の振興を目的としていたが、その主要事業の一つとして煙害調査を行なうと共に「煙害調査委員ヲ命ジ日立鉱山に向ッテ補償ノ公平ヲ期センガ為メ条項ヲ挙ケテ交渉<sup>(29)</sup>」を行なつた。表5は

同組合に支払われた補償金額である。<sup>(30)</sup>

次に多賀郡会等の運動についてみると、大正二年二月の同郡会は、県知事宛の「煙害調査機関設置ニ関スル意見書」を決議する一方で、久慈、那珂の両郡会に対しても働きかけ、その結果両郡とも知事に同様の具申書を提出した。翌三年一二月の多賀郡会は「三百円ノ調査費ヲ決議シ以調査ヲ郡農会ノ事業トシテ大正四年度ヨリ調査ヲ委嘱<sup>(31)</sup>」した。郡農会は煙害調査の一方法として、亜硫酸ガスに敏感に反応する藍と萵苣(ちしゃ||レタス)の栽培を行なっているが、これは汚染のメルクマールとして生物を使用したという意味で注目すべき事柄である。<sup>(32)</sup>

### 三 鉾山側の対応策

鉾山側の煙害対策は第一に被害補償、第二に技術的対策の二本の柱から成り立っていた。先ず、第一の被害補償について検討してみよう。久原の煙害に対する方針は「第一に煙害による損害は鉾業主が進んで賠償の責を果さなければならぬということ、次には賠償するためには煙害であるかの調査、被害程度の調査等、まずもって調査機関を充実させる<sup>(33)</sup>」ということであった。久原は明治



四二年一月の職制改正で庶務課内に地所係を設置して、煙害調査と被害補償に当らせた。煙害関係の要員は激害期には一〇〇名を越していたというから、その数は大正四年の職員数五一七名・鉾員数三、二七五名と比べて多かったというべきであろう。特に地所係には鑄木徳二を筆頭に新進の農林技師を雇い、彼等に会社の利益を無理押しさせるのではなく、かなり自主的に調査研究させていたらしい。地所係設置の意図にも示されているように、鉾山側は山林や農作物被害の原因を、最初から銅製錬に伴う亜硫酸ガスであるとはっきり認めていた。この点は日立鉾山煙害事件の特質として銘記しておかねばならない。他の鉾毒事件、否現在に至る様々な公害問題で、こ

れ程明瞭に原因を認めているものはない。明治四一年二月二八日に久原房之助と、中里村入四間閨己之太郎外五町村七八名との間に締結された契約書の第一条は、  
「甲(久原)が日立鉾山経営ノ為メ乙ノ所有ニ係ル久慈郡中里村大字入四間地内山林原野全部ニ対シ烟害ヲ及ボスコトヲ予想シ其補償額ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム」  
(傍点筆者)と煙害の原因を明白に記している。

図1は久原鉾業が多賀、久慈、那珂三郡の被害町村に支払った補償金額の推移を示したものである。この図からもわかる通り、大雄院製錬所の建設に着手した明治四年から、大正四年に大煙突が完成する迄の数年間、補償金額は急激に増大している。大正三年(一九一四)には支払総額は二三万円を越え、この年の銅売上高の約三・三パーセント余りを占めた。

次に激害地入四間地区に焦点を絞って煙害補償の内容を簡単に検討してみよう。先述のように入四間地区は他地域と異なって、鉾山側が特別入念に補償した所であるが、補償金総額からみるとそれ程大きな部分を占めてはいない。表6は入四間地区が受け取った補償金額を整理したものである。大正二年の受取高が九、〇〇〇円と最

表 6 入四間地区の煙害補償金

	山林補償	稲作補償	畑作補償	肥料補助	その他	合計
明40			88円158			88円158
41	976円282		599. 270		76円000	1,651. 552
42	944. 230		329. 750	80円000	124. 000	1,477. 980
43	846. 880			50. 000		896. 880
44	2,192. 130		895. 730		588. 490	3,676. 350
大 1	470. 910		1,587. 250	466. 350	107. 020	2,631. 530
2	5,396. 630*1	1,870円000	1,241. 460	287. 040	206. 500	9,001. 630
3	944. 010	705. 370	1,183. 020	393. 200	1,449. 730*4	4,675. 330
4	1,385. 210*2	1,350. 670	904. 050	313. 500	401. 640	4,355. 070
5	1,118. 180	380. 170	805. 090	563. 740	58. 080	2,925. 260
6	902. 220	153. 690	1,524. 170	477. 020		3,057. 100
7	1,137. 790	286. 820	365. 110	490. 300	31. 280	2,311. 300
8	1,265. 500	544. 680	753. 560	441. 480	63. 000	3,068. 220
9	2,408. 620*3	271. 350	469. 080	923. 000	133. 000	4,205. 050
10		972. 550		313. 600	50. 000	1,291. 150
総計	19,988. 592	6,490. 300	10,745. 698	4,799. 230	3,288. 740	45,312. 560

註 関氏蔵『日立鉾山煙害補償協定録』(第1回<明 40.8.7>—第 139 回<大 10.3.31>)より作成。領収年月別に分類。①山林補償は山林生産力補償、立木枯損補償、成育補償等山林に関する補償一切の合計。②肥料補助は現物支給されたものを時価で換算したもので山林落葉補償、田、畑肥料補助の合計。③その他中には、水害補償、風致木、果樹等の補償を含む。  
 ※ 1 内 2,063 円 06 銭は明 44—大 2 3カ年分追加 ※ 2 内 387 円 27 銭は明 44—大 3 4カ年分追加  
 ※ 3 内半分は大 10 年分の前払 ※ 4 内 1,350 円は果樹類等の打切補償。

高を示しているが、これは日立鉾山が支払った同年の補償金総額の五パーセント余りにすぎない。勿論入四間地区の戸数はおよそ四〇戸であるから、単純な比較はできない。しかしながら入四間地区が煙害反対運動全体の中で特殊な位置を占め、又、鉾山側の住民運動対策という観点からみて、極めて重要な戦略地点であったにも拘らず補償金額が比較的少なかったことは注目に値する。

この補償金の項目は実に多岐にわたっているが、中心は毎年一月一〇日前後に支払われる山林生産補償と秋に支払われる春夏畑作、翌年春に支払われる秋畑作、稲作補償であった。その他に、山林の落葉補償(肥料の現物給付)、田畑肥料補助、果樹、風致木等々に対して、変わったものでは飼馬に対する補償金(一頭につき一円五〇銭)というのも支払われている。補償金額は、入四間の煙害調査委員と鉾山側の双方が被

害の調査、被害額の算定を行ない、それらをつき合わせて決定したが、折り合わない場合は両者立合の共同調査を行なった。この過程は関氏の著わした『日立鉾山煙害問題昔話』(正・続)に詳しく書かれている。関氏は著書の至る所で被害民側も鉾山側も誠意を尽して交渉に臨み、「共存共栄」をモットーにして割合スムーズに交渉が運ばれたことを強調しているが、関氏が残した数冊の『煙害問題書類綴』、『煙害記録』<sup>35)</sup>を見る限り必ずしもそうではなく、食い違う時もあった。この点については、いずれ鉾山側の交渉記録を入手次第別稿で論じたい。とはいえ、煙害交渉の結果から見る限り、全体としてうまく進んだことは確かである。しかしながら煙害補償の支払われ方にはいくつかの問題点があった。その一つは、補償金が各個人の所有反別、耕作反別に支払われた点であった。山林生産力補償は、立木の最有利伐採年度の終材価から、それを得るための投資額(管理費、下刈費等の手入れ費、租税等に年五分複利の終価)を差引いた金額<sup>36)</sup>として算定されているが、そこには山林地主の所得は保障されているが、管理、下刈りなどに出て賃金を得る中小山林地主や小作人の所得は保障されていない、という

矛盾を含んでいる。関氏は『昔話』の中で、入四間内部で運動の進め方に対立感情があったことを書いているが、恐らくこのことが主要な原因だったのでないだろうか。鉾山側の煙害対応策のもう一つの柱は、大煙突の建設に象徴される技術的対策である。激化する一方の煙害に對して、鉾山側は明治四四年五月排煙の分散稀薄化を目的とする延長一、六〇〇メートルに及ぶ神峯煙道(百足煙道)を建設した。これは遠距離の被害には相当効果があつたが、近距離の隣接町村には却って大被害を及ぼし、<sup>37)</sup>入四間地区等は全戸移転が真剣に討議された程であつた<sup>38)</sup>という。同年、鉾毒予防調査会は、排煙ガスを大量の空気で薄める方法が最良の方策であると結論し、それに基づいて政府は日立鉾山に対し「濃度制限命令」を下した。鉾山側に命令通り高さ三六メートル、口径一七・七メートルという実に奇妙な形の煙突(阿呆煙突)を大正二年六月に完成させたが、これはガス稀釈の効果がなければなりか、たち込める亜硫酸ガスによって製錬所の操業さえ不可能となった。このため阿呆煙突は直ちに使用中止となり、元の百足煙道に戻つたのである。増大する被害に よつて補償金額もうなぎ登りに増加し、「もはや、人力

表 7 煙害来襲回数(多賀郡内)

町村	坂上村	国分村	河原子町	點川村	高鈴村	日立村	日高村	豊浦町	楯形村	黒前村	松原町	松岡村	高岡村	南中郷村	北中郷村	荻川村	関南村	大津町	平潟町	関本村	
T.4.9月	2	3	3	1(4)	2(1)	3	1	3	3(2)	7(6)	6(1)	2	6(4)	2							30(12)
10										13(8)	4(3)	2	9(4)								53(16)
11	1(1)	1	1	1	2(1)	1	1	1	3	7(5)	5(3)	1	11(6)	5							35(14)
12	4(4)	1	1	1	2	1	2(1)	2	2(1)	14(7)	5(3)	1	10(7)	1(1)							40(17)
T.5.1	5(1)	1	1	2	2	2	1	4	2	6(2)	7(1)	3	8(2)	2							39(9)
2										7(4)	4(1)	4	3(1)								28(8)
3										7(4)	3(4)	1	3(3)								29(9)
4										14(9)	6(4)	3	11(8)	2							29(9)
5	1(1)	1	4	2	1	2	1	1	9(5)	17(13)	5(4)	3	8(4)	4							55(26)
6										23(14)	3(2)	2	9(9)	2							45(26)
7										9(8)	3(3)	3	17(13)								50(29)
8										8(4)	3(2)	3	10(7)								31(17)
9										9(2)	3(3)	1	8(4)								26(13)
10										10(3)	2(1)	3	7(3)								42(21)
11										8(2)	5(4)	1	3(2)								28(15)
12										5(2)	3(1)	1	2(1)								27(8)
T.6.1										5(3)	1(1)	1	3(3)								24(10)
2										8(3)	5(3)	1	3(3)								15(6)
3										5(3)	2(1)	1	1(1)								14(2)
計	41(7)	17	15	17(4)	12(2)	23	18(3)	25(7)	52(24)	176(95)	75(36)	17	130(83)	21(3)							639(264)
T.6.7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
T.7.1																					
2																					
3																					
計	28	9	12(1)	7(2)		8	4	18(18)	21(14)	68(14)	24(19)	27(5)	81(57)	14(9)	14(9)	10(5)	1(1)	1	5		352(151)

注 大4年9月—大6年3月分は『歴害調査起因』より作成  
 大6年7月—大7年3月分は『日立駅山煙害調査書』22頁

(67) 日立鉾山煙害事件

にては容易に解決の道はない時が来たと絶望に陥<sup>(40)</sup>った。久原は、窮余の一策として大正三年三月から大煙突の建設に着手し、三万七、〇〇〇名の人員と一五万二、〇〇〇円の建設費とによって同年一二月完工、翌四年三月から通煙を開始した。この煙突（通称おばけ煙突）は、高さ一五五・七メートルで当時世界第一位を誇るものであったことは余りにも有名である。これは日本に於ける最初の高煙突拡散方式であった。

大煙突の建設によって近隣地区の大被害は激減したが、それ迄と異なった地域も被害を受けるようになった（表7参照）。前述した多賀郡の煙害調査会は、大煙突以後の煙害発生状況を調査し、日立村以南は殆ど被害を見なくなったが、日立村以北の黒前、高岡二村では却って増加したことを報告している<sup>(41)</sup>。しかし、多賀郡に支払われた補償金額は大正三年に於て一〇万九、八九八円であったものが、五年には四万九、五四一円、六年には四万四、八六五円と減少している<sup>(42)</sup>。

高煙突と並ぶ技術的対策としては、気象観測結果と組み合わせた制限溶鉾が挙げられる<sup>(43)</sup>。制限溶鉾は既に別子銅山で実施していたが、日立の場合は、神峯中央観測所

と数カ所の観測所とを電話で結び、神峯でそれらの気象データを総合判断して製錬所に煙害警報を出し、溶鉾量の制限、鉾石の混合比率の変更を指示した。制限溶鉾の実態については鉾山側未発表のため知り得ないが、多大の効果があつたはずだといわれている<sup>(44)</sup>。日立鉾山では明治四三年六月から気象観測を開始し、以後次第に内容を充実させ、大煙突完成後の大正四年四月には、日立鉾山高層気象観測所を設置し当時まだ中央気象台でも使用していなかったパイロット気球を用いて高層気象の観測を行なつた<sup>(45)</sup>。大煙突を建設して逆転層の上方に排煙を吹き飛ばすという発想は、単に久原の経験と勘だけに依るものではなく、このような広範囲にわたる気象観測の継続があつて初めて可能であつたといえる。

鉾山側の対応策には以上の二点以外にも植林事業、農事振興に関する様々な興味深い施策があり、それらは被害民と鉾山側との関係をスムーズにするのに大変役立つもののようなのであるが、具体的な検討はここでは省略する。



## 四 この事件の特質——むすび

日立鉾山煙害事件は、大きな社会問題となることなしに解決をみたという点に特色がある。それも前述したように少なくとも表向きは行政当局の調停斡旋に一切依らないで、当事者間の交渉だけでなされたのであるから一層特徴的である。そしてこのことは、被害に対する損害賠償金の支払という解決形態に集約的に現われている。ではこのような特質は如何なる原因に基づくのであろうか。それには次の三つの要因を検討してみることがある。第一は当事者の煙害問題に対する考え方、第二はこの事件の起った時代的背景、第三はこの事件に固有の歴史的背景についてである。

先ず第一に関して述べれば、この事件では足尾や別子と異なって「鉾業停止」が一度も叫ばれなかったのであるが、このことは「共存共栄」をモットーにしていた入四間地区の運動に於いてだけでなく、運動全般を通じてもいえることであった。「鉾業共存共栄」という思想は関右馬允氏に代表されるが、鹿島開発のスローガンとして掲げられた「農工両全」とは決して同一視できないも

のである。関氏は生前筆者に「故郷に錦を飾るのではなく、故郷を緑という錦で飾るのだ<sup>(47)</sup>」と語ってくれたが、この言葉に現われた郷土愛と、山林地主として自己の利益を最後まで守り抜くという当時としては称讃に値するエゴイズムとが一体となって、関氏に特徴ある煙害反対運動を展開させ、また植林に熱中させたのである。

しかしながら被害民側のこのような対応が可能であったのは、鉾山側もまた、言葉の真の意味で「鉾業協調」を実行せんと努力したからに他ならない。久原房之助の煙害に対する方針は、久原独特の経営観に大きく依存している。久原が労務管理策として経営家族主義を重視したことは先述したが、久原はこれを「一山一家」と称し、鉾山全体を一種の共同体的なものと考えていた。そしてこの考えを鉾山附近の地域全体にも押し広げて、そこに共同体を想定した。後に政治家となった久原は、この延長線上に「一国一党」、「一国一家」という政治理念を打ち立てるのだが、このような久原の独特な思想が、補償の徹底という解決策の一つの有力な原因となったことは疑い得ない。それに加えて、久原には小坂鉾山時代に煙害で頭を悩ませた経験があったし、久原鉾業の幹部た

ちも大部分が「小坂勢」で、皆煙害問題解決が鉾山の円滑な操業に如何に大切であるか、身につまされて知っていたことも挙げておかねばなるまい。<sup>(49)</sup>

しかしながら今見たような「鉾農協調」の考え方は、当事者たちの個々人の思想にすべて還元できるものではなく、この事件の発生した時代的背景を考慮する必要がある。その一つは、日立開山時に於いて既に鉾毒事件が一大社会問題となっていたことである。即ち、足尾、別子、小坂等では、被害民は勿論、政府・鉾山側も鉾毒問題の解決に必死であり、就中、農業生産に依拠しつつも他方で農業を犠牲にしても工業化を急がねばならぬ政府当局は、農鉾(工)の調和的發展という難題の解決に苦慮していた。つまり、当時は、被害民の激しい鉾業停止運動の結果、新たな鉾山開発に際しては、鉾毒問題の発生を未然に防止せずにはおかない状況が醸成されており、鉾山側及び周辺の農民の双方が鉾毒問題に対して敏感にならざるを得なかったのである。更にこの時期が第一次大戦後によって未曾有の好景気となり、久原も大正八年の戦後不況に至るまで発展の一途をたどることができ、この繁栄によって生産面からのみ云えば負の投資でしか

ない煙害対策費を比較的容易に出し得たということである。恐らくこの好況がなかったならば、大煙突も存在しなかったであろうし、我が国初の高層気象観測も不可能であったであろう。事実、後者は不況が本格的になった大正八年には廃止されてしまったのである。

さて、第一、第二の要因だけでは、久原が何故に最初から鉾毒問題に対して損害賠償支払という形で臨むことにしたのかは明らかとはならない。斯くして悪水問題という日立鉾山に固有の鉾毒問題の前史が重要な意味を持って来る。悪水問題に関しては『日立鉾山史』と『久原房之助』が言及しているのみであるが、両書ともその後の煙害事件との関係に於ては論ぜず、日立鉾山の前史の一側面としてだけ触れているにすぎない。しかしながら、赤沢銅山の悪水問題は、日立鉾山煙害事件に次の二点で大きく影響を及ぼしたと考えられる。第一に煙害事件の基本的解決方法である被害の損害賠償という形が、本稿の一で見たとように赤沢銅山の悪水問題解決方法に、その原型を有していたことである。大塚源吾右衛門、高橋元長、赤沢鉾業のいずれの場合もそうであったし、また幕藩時代には被害地の減免も行なわれていた程である。<sup>(50)</sup> 従

って、久原が日立に来る以前から、鉾山を稼業する者と地元民の間には、悪水問題が発生した場合には損害賠償で解決を図る、という慣行が成立していたと想定される。だからこそ、煙害問題が発生するや直ちにこの慣行が適用され、その結果煙害補償という解決形態が生まれたのではないだろうか。

第二点は赤沢銅山時代の開発と鉾毒水被害の繰返し、地元住民の鉾毒監視の目を否応なしに育て上げたと同時に、稼業者に対しては、地元民の反応を無視しての経営が不可能であると認識させたことである。赤沢銅山から日立鉾山に変わるのに伴って、悪水問題は煙害問題へと転化し、その激害地も日立村宮田地区から中里村入四間地区へと移るが、ここでは鉾毒から自分たちの生活を守ろうとする住民が常に鉾山を監視し続けていたのである。

日立鉾山煙害事件は以上述べたように、非常に特徴的な展開をしたのであるが、本稿では紙幅の関係から興味深い史料の大半を紹介することができなかった。いずれ別の機会に詳しく論及するつもりである。また他の鉾毒事件との比較検討も殆どできなかったが、筆者としては、別子、小坂の事例を調査した後に行なう予定である。

(1) 拙稿「足尾銅山鉾毒事件——日本資本主義確立期の公害問題」(E)・(F)、『公害研究』第三卷 第三号、第四号) 参照

(2) 三間安市編『久原房之助』一三五頁

(3) 日立鉾山煙害事件に関する文献は非常に少なく、入四間地区の煙害反対運動の指導者であった関右馬允氏が回想記風に著わした『日立鉾山煙害問題昔話』正・続(以下『煙害問題昔話』)、と嘉屋実編著『日立鉾山史』の二点が主要文献である。その他では宇井純「日立煙害」(『公害原論』II)、また小説ではあるが新田次郎『ある町の高い煙突』が参考になる。

(4) 『日立鉾山史』八一—一〇頁

(5) 前掲書一四—一五頁

(6) 前掲書三〇—三一頁

(7) 川崎松寿「赤沢鉾毒問題に関する若干の史料」(『郷土ひたち』第二四号) 参照

(8) 『日立鉾山史』九〇頁

(9) 『久原房之助』一二三頁

(10) 久原房之助(一八六九—一九六五)は藤田伝三郎の甥にあたり、井上馨の庇護の下に若くして小坂鉾山の所長となり、衰退しつつあった同山を再興させた。

(11) 『久原房之助』一一六頁

(12) 後、鮎川義介の日産コンツェルンとして発展

(13) 『いはらき』明四一年六月二、一六、二二日の記事

(71) 日立鉱山煙害事件

- (前掲書一七五頁) 及び日本鉱業創業五十周年記念社報特  
別号『回顧録』一七五頁
- (14) 関勝馬氏蔵『日立鉱山煙害補償協定綴』(明四〇年八月―大一一〇年三月) 関右馬允氏の遺された史料はすべて現  
当主勝馬氏が所蔵している。
- (15) この一部は関右馬允『日立鉱山煙害視察雜観』(明四  
四) によって知りうる。
- (16) 『日本鉱山史』一三六頁。
- (17) 『帝國議會史』第八卷三一頁、六四五頁
- (18) 『いはらき』明四四年七月七、九日(茨城県議會史)  
第二卷四四四―四四五頁)
- (19) 一色耕平編著『愛媛県東予煙害史』六一八頁、六七頁
- (20) 『いはらき』明四四年七月二七日(前掲『県議會史』  
四四八頁)
- (21) 『茨城県通常県會議事速記録』(以下『速記録』) 明四  
四年第一六号、六二―六八頁
- (22) 前掲『県議會史』七三二―七三三頁
- (23)(24) 大五年『速記録』第八号五―一〇頁
- (25) 大六年『速記録』第一〇号一九―二五頁
- (26) 『煙害問題昔話』一九、二四頁
- (27) 前掲書 一六頁
- (28) 前掲書 二四頁
- (29) 『茨城県たばこ史』一九二頁
- (30) 煙害とたばこ耕作との関係は今のところ殆ど知られて  
いないが、支払われた金額は総補償額から見るとかなりの  
部分を占めており、今後解明すべき課題であろう。
- (31) 千葉忠也氏蔵『煙害調査起因』
- (32) 同『日立鉱山煙害調査書』(多賀郡役所自大六年七月  
―至七年三月) 二二―二六頁
- (33) 『久原房之助』一三五頁
- (34)(35) 関勝馬氏蔵
- (36) 『煙害問題昔話』九頁
- (37) 前掲書 二〇頁
- (38) 『回顧録』一七九頁
- (39) 『煙害問題昔話』一九頁、二二頁
- (40) 『久原房之助』一五九頁
- (41) 千葉忠也氏蔵『煙害調査起因』四九頁
- (42) 前掲書及『日立鉱山煙害調査書』
- (43) 『煙害問題昔話』続、一〇頁、一四頁
- (44) 『回顧録』一七九頁
- (45) 山口秀男「高層氣象観測始末記」(『郷土ひたち』第十  
二号) 参照。
- (46) 字井純氏は関氏の運動を高く評価している、『公害原  
論』第二卷、『自主講座』第五号所載の関天州氏と字井純  
氏との対談。
- (47) 昭和四七年五月一七日に筆者が訪問したときの話、関  
氏は四八年一二月に亡くなった。
- (48) 『久原房之助』一一七頁

- (49) 『回顧録』一七七頁  
(50) 『日立鉱山史』三〇頁  
(51) 本稿では考察し得なかつたが、三つの要因の成立条件として日立鉱山の恵まれた地理的条件、即ち太平洋岸まで

わずかに数キロメートルという立地条件の良さを見落すことはできない。

(一橋大学大学院博士課程)